「礼金は有効」との京都地裁判決!

2008 年 10 月 1 日 (水) 京都新聞·朝刊

るが、あらかじめ契約 を加重する契約に当た 断は初めてという。 で、地裁段階の司法判 かを正面から問う訴訟 払う契約が有効か無効 費者の利益を一方的に 的に強要された根拠の の性質がある」と判断 ついて「賃料の前払い 害しているとは言えな 京川愼一裁判長は 「消 賃貸住宅契約 工によると、礼金を支 して、「消費者の義務 -日、京都地裁であり、 八万円の返還を求めた 礼金は有効」 家主側の代理人弁護 」と結論付けた。 」として棄却した。 吉川裁判長は礼金に

記事によると、今回の判決では「礼金が消費者契約法違反か?」について「礼金は有効」と判断されました

